

個人情報を記載する書類の誤配付について

このたび、当センター消化器内科において、個人情報が記載された血液検査の結果票（以下「書類」という。）を誤配付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、患者番号（ID）、血液検査結果

2 事案の経過

○令和5年4月3日

・消化器内科外来を受診された患者Aから「受け取った書類が他人のものである」旨の当センターあて電話があり、確認したところ、同日、主治医が誤って患者Bの書類を印刷し、患者Aに配付したことが判明した。

○令和5年4月4日

- ・主治医から患者Aあて電話にて謝罪。
- ・主治医等が患者A宅を訪問し、書類を回収した。再度謝罪し、了承を得た。
- ・主治医等が患者Bあて電話にて経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。※（※ 患者Aの書類は、患者Bに交付されていない。）

3 誤配付の原因

- ・書類を患者に手交する際、主治医が本人確認を怠った。

4 再発防止策

- ・患者への書類手交時の本人確認を、再度周知徹底する。
- ・電子カルテ上の検査結果や予約票に印字される患者氏名の字体を大きく目立つ書体に改める等のシステム変更を検討する。

【お問い合わせ先】

大阪急性期・総合医療センター 事務局
総務・人事グループ 上原、宇埜
電話 06-6692-1201（代表）